〔行政サービス実施コスト計算書関係〕

・引当外賞与見積額の算定基礎

当期末における引当外賞与見積額	1,938,714,959円
前期末における引当外賞与見積額（△）	2,240,521,503円
行政サービス実施コスト計算書の引当外賞与見積額	△301,806,544円

・引当外退職給付増加見積額の算定基礎

（退職一時金制度）期末在職者に係る退職給付見積額の増加額	5,351,061,862円
（退職一時金制度）期中退職者に係る前期末退職給付見積額（△）	4,269,386,863円
（厚生年金基金制度）年金債務に係る退職給付見積額の増加額	△9,570,492,568円
行政サービス実施コスト計算書の引当外退職給付増加見積額	△8,488,817,569円

このうち、国からの出向者に係る引当外退職給付増加見積額は△78,980,467円であります。

〔減損損失関係〕

【減損の兆候に関する事項】

当事業年度における減損の兆候については以下のとおりです。

1．雇用促進住宅

⑴　兆候の対象資産及び経緯

用途	種類	場所
雇用促進住宅	土地、建物等	北海道江別市外1,297箇所

雇用促進住宅の概要については、〔賃貸等不動産関係〕１．賃貸等不動産の概要を参照してください。

⑵　使用しなくなる日

各住宅の譲渡・廃止の時期は、今後譲渡交渉を進める中で決まっていくこととなります。

⑶　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

雇用促進住宅（当事業年度末帳簿価額：土地217,377,721,209円、建物等87,167,708,575円）については、譲渡・廃止の条件・時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができません。

2．職員用宿舎

⑴　兆候の対象資産及び経緯

用途	種類	場所
職員用宿舎	土地、建物等	北海道旭川市外271箇所

「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」（平成23年法律第26号。以下、「廃止法」といいます。）に基づき当機構に承継された職員宿舎については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）により、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに独立行政法人雇用・能力開発機構の設立時と比して４割を超える施設の廃止を行い、木造宿舎については、最終的に原則廃止とすることとされております。

当該職員宿舎の承継時において、既に独立行政法人雇用・能力開発機構の設立時と比して４割を超える施設の廃止が行われておりますが、当機構では、引き続き当該職員宿舎の着実な整理を進めることとしております。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）により、当機構が保有する富士見職員宿舎については、平成23年度以降に国庫納付することとされており、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）により、廃止されることとなった職員宿舎については、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ、今後５年をめどに措置を講じることとしています。

当機構では、入居者の退去後、速やかに国庫納付することとしております。

⑵　使用しなくなる日

各宿舎の廃止の時期は、今後整理を進める中で決まっていくこととなります。

⑶　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

当該職員用宿舎（当事業年度末帳簿価額：土地8,932,469,020円、建物等2,517,942,929円）については、廃止の時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができません。

【減損の認識に関する事項】

当事業年度において、以下のとおり減損損失を計上しております。

1．減損認識の対象資産

用途	種類	場所	帳簿価額
職業訓練指導員を養成するための訓練等の実施に使用してきた不動産	土地、建物等	神奈川県相模原市	20,925,732,999円
雇用促進住宅	土地、建物等	北海道砂川市外89箇所	7,506,253,300円
職員用宿舎	土地、建物等	長崎県長崎市外61箇所	578,871,442円

なお、帳簿価額については、減損認識前の期末帳簿価額を記載しております。

2．減損の認識に至った経緯

使用しない決定を行ったこと等から減損を認識しております。

3．減損損失の金額

区分	損益計算書に計上していない金額	損益計算書に計上した金額	合計
土地	387,998,927円	0円	387,998,927円
建物等	3,135,753,645円	0円	3,135,753,645円
合計	3,523,752,572円	0円	3,523,752,572円

4．減損損失額の測定方法

正味売却価額により測定し、不動産鑑定評価額等により算定しております。